



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 花村

労働保険料 年度更新の注意点 ～賃金総額の考え方～

今年も労働保険料の更新手続きの時期が到来しました。作業に追われている担当者様も多いのではないのでしょうか。年度更新で重要なことは賃金総額の集計です。ここまで終われば作業の8割は終わったと言えるでしょう。今回のあおぞらレターは、賃金総額を計算する際の注意点を中心にご案内します。



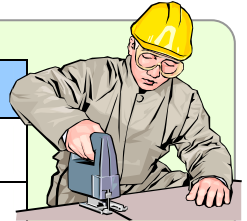
賃金総額に含める賃金の種類

賃金総額に含める賃金	賃金総額に含めない賃金
<ul style="list-style-type: none"> 労働の対価として支払われるすべてのもの（賞与、通勤費、扶養手当や住宅手当等を含める） 	<ul style="list-style-type: none"> 慶弔見舞金、勤続褒賞金等、恩恵的なもの 出張旅費等実費弁償的なもの

※賃金総額集計の対象期間は、原則、平成23年4月1日～平成24年3月31日に支払いが確定した賃金です。

労働保険料の対象となる労働者

	対象になる者	対象にならない者
労災保険	全ての労働者	役員
雇用保険	雇用保険に加入している労働者	雇用保険に加入していない労働者



賃金総額集計をする際の注意点

・身分や年齢等により、労災保険分、雇用保険分、それぞれ賃金総額に含める対象者が異なります。賃金総額を算出する際は、注意してください。

	労災保険	雇用保険
パート・アルバイト	賃金総額に含める	雇用保険加入者 → 賃金総額に含める
		雇用保険未加入者 → 賃金総額に含めない
兼務役員	労働者として支払われる分のみ賃金総額に含める（役員報酬分は除く）	
満64歳以上の労働者（※）	賃金総額に含める	賃金総額に含めない（高年齢労働者分に記載）
出向者	出向元 → 賃金総額に含めない	出向者に対して賃金を支払っている方の賃金総額に含める
	出向先 → 賃金総額に含める	

※平成23年4月1日時点で満64歳以上（昭和22年4月1日以前生まれ）の人（＝免除対象高年齢者）

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277